

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第44号

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例

函館市電車乗車料金条例（昭和44年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,400円」に、「500円」を「700円」に、「1,700円」を「2,400円」に、「850円」を「1,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の函館市電車乗車料金条例（以下「旧条例」という。）の規定により発行された1日乗車券（第3条第3項の規定に基づき公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定める1日乗車料金を支払った者に対して第4条第1項の規定に基づき管理者が発行する乗車券をいう。以下同じ。）および2日乗車券（第3条第3項の規定に基づき管理者が定める2日乗車料金を支払った者に対して第4条第1項の規定に基づき管理者が発行する乗車券をいう。以下同じ。）であって、一定の期間内に使用の開始がされない場合に特別の手續を要しないで払戻しがされる旨の条件（以下「払戻条件」という。）が付されているものの施行日から令和6年4月3日（施行日前に旧条例の規定により発行された2日乗車券であって、払戻条件が付されているものにあつては、同月4日）

までの間における取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 施行日前に旧条例の規定により発行された1日乗車券および2日乗車券であって、払戻条件が付されていないもの（以下これらを「旧乗車券」という。）の施行日から令和7年3月31日（旧乗車券（2日乗車券に限る。））であって、同日に使用を開始するもの（以下「旧乗車券（2日乗車券に限る。）」）であって、同日に使用を開始するもの（以下「旧乗車券（2日乗車券に限る。）」）であって、同年4月1日）までの間における取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 旧乗車券であって、令和7年4月1日の到来の時点において使用を開始していないもの（以下「未使用旧乗車券」という。）は、同日以後においては、次項の規定により取り扱われる場合を除き、無効とする。
- 5 未使用旧乗車券については、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの間に限り、管理者が別に定める方法により払戻しをすることができる。
- 6 前項の規定による払戻しに係る手数料は、無料とする。